

企業会計基準委員会 御中

実務対応報告公開草案第 59 号「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い(案)」の公表」に関してコメント提出いたします。

服部 隆 (CMA、CIIA)

◆質問 2(金利指標置換前の会計処理に関する質問)

1. 第 28 項「(なお、「ヘッジ対象又はヘッジ手段の契約の切替」(第 5 項参照)及び「包括ヘッジ」(第 9 項参照)については、金利指標置換前、金利指標置換時及び金利指標置換後のいずれにも関連するものの、便宜的に金利指標置換前に区分している。)」について

(1)「便宜的に金利指標置換前に区分している」ことが、読み手を混乱させ理解困難にしているのではないのでしょうか。

本来は「金利指標の置換前、置換時、置換後」という時間軸、「契約の切替、契約の条件変更」という置換方法、「個別ヘッジ、包括ヘッジ」というヘッジ手法、という 3 つの別々の項目軸が混合記載されてしまっているからです。そのため「便宜的に金利指標置換前に区分」するのではなく、「金利指標の置換前、置換時、置換後」記載の外側に、「ヘッジ対象又はヘッジ手段の契約の切替」及び「包括ヘッジ」を配置して説明いただくと、理解が非常に容易になるのではないかと存じます。

◆質問 4(金利指標置換後の会計処理に関する質問)

1. 第 14 項「金利指標置換時以後において前項を適用せず、その結果、第 8 項を適用せずに事後テストを実施する場合には、ヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を金利指標置換時を起点として比較する」について

(1) ヘッジ会計の適用は継続しているので、置換時を起点とするだけでなく、ヘッジ会計適用開始時を起点とした比較も選択可能とすべきではないのでしょうか。置換後から当面の間は後継金利の市場が不安定な時期にあたるのが想定され、置換後以降のデータのみでは有効関係が一時的に示せないことが十分想定されるためです。

(2) 前項(第 13 項)を適用した場合、2023 年 4 月 1 日以降に事後テストを実施する場合の起点はどこになるのでしょうか。金利指標置換時でなく 2023 年 4 月 1 日になるということでしょうか。(1)同様、ヘッジ会計の適用が継続しているのであれば、ヘッジ会計適用開始時を起点とした比較も選択可能とすべきではないのでしょうか。

(3) 2023 年 3 月 31 日適用期限について

「金融商品会計に関する実務指針」では、「ヘッジ取引開始時に行ったヘッジ効果の事前確認の結果がヘッジ手段の高い有効性を示している限り、たとえ上記により算出した変動額の比率が高い相関関係を示していなくても、その原因が変動幅が小さいことによる一時的なもの認められるときは、ヘッジ会計の適用を継続することができる」とされており。

金利指標改革がなくとも現在の我が国の超低金利・マイナス金利の環境は、まさにこの条項に当てはる状況とも考えられ、さらに金利指標改革に伴う後継金利市場の安定化に時間要するため、2023 年 4 月 1 日以降直ちに、有効性基準範囲内 80-125%

に収まることは現時点において想定しがたいので、ヘッジ取引開始時に行ったヘッジ効果の事前確認の結果が高い有効性を示している限り、ヘッジ会計の適用の継続を認めるという対応が望ましいと考えられます。その際に、その原因が変動幅が小さいことによる一時的なものなのかどうかの判断をするためには、さらに時間を要するものと思われるので、2023年3月31日適用期限を延長すべきではないかと存じます。

延長期間は、IASB 金利指標改革対応フェーズ2検討で、リスク要素として識別可能かどうか判断する期間について、「代替的な指標金利が確立される際の短期的な混乱の可能性を避けつつ、企業が改革を導入して規制上の要求事項に準拠することを可能にするであろう」期間を24ヶ月と設定し猶予期間を与えていることから、少なくとも同様に最低2年間延長し(2021/12から2年間経過後の3月決算期の)2024年3月以降とすべきと考えます。

◆質問 7(その他)

1.用語の定義について

(1)「契約条件の変更」「契約の切替」と、「フォールバック」「移行」の関係について

LIBORの恒久的な公表停止に備えた2つの対応であり、市場関係者に定着して使用されている用語、「フォールバック」・「移行」との関係に記載いただくと、より理解が深まるのではないのでしょうか。

(例えば、日銀市中協議文書での定義を鑑みると、(1)契約条件の変更は「フォールバック」とほぼ同義であること、(2)「契約の切替」は「移行」とイコールではないが「移行」の1つの方法であること、等々)

以上